

【税金】扶養家族の要件など

Q. 家族の「扶養」について、社会保険料と税金で扱いが違いため、頭の整理がつかずに困ることがよくあります。配偶者に関する年収要件は、健康保険と所得税でそれぞれ「130万円」と「103万円」ということは知っていましたが、年収以外にも異なる点があると聞いていますが、どのようなことでしょうか。

A. 親族の範囲にも相違点

健康保険の被扶養者（労働者数 500 人を超える企業等を除く）

- ・ 扶養の収入基準額が年間収入 130 万円未満
60 歳以上の被扶養者または被扶養者が障害を持っている場合は年間収入 180 万円未満
- ・ 健康保険法の被扶養者は原則 3 親等以内の親族まで対象
- ・ 配偶者で事実婚は該当する
- ・ 通勤手当は年収に含める
また、所得税の計算で控除されている失業保険等の給付、公的年金、健康保険による傷病手当金や出産手当金も収入の対象となる

所得税の扶養親族である配偶者を対象とした配偶者控除

- ・ 原則「103 万円以下」
- ・ 2018 年から世帯主の年収額での制限と、150 万円以下だと同額の配偶者特別控除を受けられる等の改正
- ・ 所得税法では民法に準じ 6 親等内の血族と 3 親等内の姻族も対象
- ・ 配偶者で、事実婚は該当しない
- ・ 通勤手当は、距離に応じて非課税として所得に含めない

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

夫の合計所得が 900 万円（給与収入 1,120 万円）を超え、1,000 万円（給与収入 1,220 万円）以下の場合、下記のように配偶者特別控除額が減額されます。

【配偶者特別控除】		世帯主の合計所得（年収）			
		900万円 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の 合計所得 (給与年収)	85万円以下 (150万円以下)	38万円	26万円	13万円	-
	90万円以下 (155万円以下)	36万円	24万円	12万円	-
	95万円以下 (160万円以下)	31万円	21万円	11万円	-
	100万円以下 (166万7999円以下)	26万円	18万円	9万円	-
	105万円以下 (175万1999円以下)	21万円	14万円	7万円	-
	110万円以下 (183万1999円以下)	16万円	11万円	6万円	-
	115万円以下 (190万3999円以下)	11万円	8万円	4万円	-
	120万円以下 (197万1999円以下)	6万円	4万円	2万円	-
	123万円以下 (201万5999円以下)	3万円	2万円	1万円	-
	123万円超 (201万6千円超)	-	-	-	-